

東京都市計画地区計画の決定（葛飾区決定）

都市計画東新小岩一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		東新小岩一丁目地区地区計画
位 置 ※		東新小岩一丁目地内
面 積 ※		約 8.8 h a
地区計画の目標		<p>葛飾区の中心商業地に隣接する利便性の高い住宅地と沿道型商業地の混在地域を形成してきた東新小岩一丁目地区は、交通広場や都市計画道路等の整備が進められ、地区の環境条件が大きく変化するとともに、民間開発の動きが強まってきている。</p> <p>このような状況を踏まえ、建物用途や形態等の規制により民間開発の動きを適切に誘導して、都心における「安心して住み続けられるまち」の魅力を維持しつつ、新しい動きと既存コミュニティとの協調により、広域生活拠点の一端を担う魅力的な市街地の形成を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	商業地を形成している幹線道路沿い等の区域については、民間開発の動きを適切に誘導し、商業・業務と住宅との共存する複合街区の形成を図るとともに、その他の区域については、住宅を中心としつつ住宅以外の用途とも協調して、これまでのコミュニティを維持しつつ潤いのある住環境の保全・協調を図る。
	建築物等の整備の方針	住宅と商業・業務系施設との調和を図り、魅力ある街並みの形成を目指し、都市景観上の配慮をするため屋外広告物や建築物等の形態・意匠等を制限する。また、健全な地域環境を形成するため、地区にふさわしくない風俗系用途の建築物を制限する。
地区整備計画	建築物等の用途の制限※	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業の用途に供する建築物を建築してはならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色などの刺激的な色を基調とせず、周辺環境に配慮した落ち着いた色のある色調とする。</p> <p>(2) 美観・風致を損なう恐れのある刺激的な屋外広告物やネオンサインは禁止する。</p>

※は知事協議事項

区域については、計画図に表示のとおり

理由：「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い、表記上の整合を図り良好な街並みを形成するため、地区計画を変更する。